

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構における
不適正な経理処理事案に係る調査報告書
(中間報告)

平成26年3月

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

【目 次】

I	調査結果の概要	1
II	調査方法	2
III	明らかになった事実	4
IV	発生要因	5
V	再発防止策	6
VI	今後の対応	6

I 調査結果の概要

1 調査の経緯

- (1) 平成 25 年 10 月 21 日から 11 月 1 日の間、(独)農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）に対し、関東信越国税局の消費税及び法人税に係る税務調査が行われ、その後、DNA 合成製品の納入において、
- ① 契約とは異なる物品を納入した不適正な取引が存在するとともに、
 - ② 本来、契約を行った会計年度内に納品されるべき物品が、契約年度を越えて翌年度以降に納品されるといった会計関係の帳票と納品との不一致が存在する、との指摘を受けたところである。
- (2) 当該指摘を受け、農研機構において内部における一連の予備調査を行った。その過程において、北海道農業研究センター及び動物衛生研究所北海道支所においては、契約上と異なる物品の納入の疑いが生じたこと、DNA 合成製品の契約・受発注について年度内の精算がないまま翌年度に納品している取引がみられることから、平成 26 年 1 月 30 日、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構における試験研究の不正行為の取扱いに関する規程」に基づく調査委員会を設置し、本格的な調査を行った。

2 調査の結果

調査の結果、平成 18 年度から 24 年度までの間に、北海道農業研究センターにおいて 3 名、動物衛生研究所北海道支所において 2 名の計 5 名（当時の所属）について、DNA 合成製品の契約に関して、1,971,121 円相当の契約とは異なる物品の納入が行われていたことが確認された。また、本件に関与した代理店は、2 社であった。

※DNA 合成製品とは、遺伝子解析等の目的で分子生物学的実験に使用する特殊用途のものであり、その塩基配列が個々に異なるという性格から、一定数量分を事前に契約した上で、研究の進捗に応じて発注・納品を行う方式がとられることがある。

その態様は、①代理店に対して農研機構が支払った金額のうち、一部が本来の契約対象物品である DNA 合成製品ではなく、研究用試薬やピーカー、パソコン等が納品されたもののほか、②研究用試薬について、適正な手続きを経ずに平成 23 年度に前倒しで購入、24 年度に納入したこととして支払いを同年度に行い、その一部に DNA 合成製品に充てるべき経費を充当したものである。

なお、平成 17 年度以前については、農研機構における会計関係書類の保存年限を越えているため、特定が不能であった。

私的流用の有無については、代理店の提出書類の確認及び研究職員の聞き取り調査を踏まえて、研究室等での現品調査及び関係資料の閲覧等での確認を行った

結果、私的流用の事実は認められなかった。

・不適正な会計処理が認められた研究職員の所属・金額

	所属(当時)	職名(当時)	確認金額 (円)	契約とは異なる物品を納入した状況
A	北海道農業研究センター	主任研究員	1,073,456	期間：2006(平成18)年4月～2011(平成23)年1月 品名：文房具、試薬、空気清浄機等の研究用消耗品及びパソコン、デジカメ、電子辞書等の備品
B	北海道農業研究センター	主任研究員	477,162	期間：2007(平成19)年11月～2012(平成24)年1月 品名：試薬、プリンタートナー等の研究用消耗品
C	北海道農業研究センター	上席研究員	193,672	期間：2007(平成19)年3月～2011(平成23)年4月 品名：ピーカー、制限酵素等の研究用消耗品
D	動物衛生研究所北海道支所	主任研究員	129,150	期間：2007(平成19)年8月 品名：研究用機器の修理
E	動物衛生研究所北海道支所	主任研究員	97,681	期間：2012(平成24)年6月 品名：試薬 適正な手続きを経ずに前年度に納入。支払いの一部にDNA合成製品とするべき資金を充当。
合 計			1,971,121	

II 調査方法

1 予備調査

関東信越国税局の指摘を受け、以下の予備調査を実施した。

① DNA 合成製品の契約の実態把握

DNA 合成製品の契約の実態について、農研機構の会計システムのデータを基に、代理店（60社）に対し、製造メーカー、契約額、契約年月日、購入請求者等についての聞き取り調査を実施し、関連データの提出を依頼。

提出資料を分析した結果、北海道に所在する代理店Aを除き、DNA 合成製品の納品管理は、研究の進捗に応じた発注、迅速な納入の観点等から代理店で行っておらず、製造メーカーが行っていることが判明。

製造メーカー（12社）にデータ提供を依頼し、入手できたものについて分析を実施。

② 北海道に所在する代理店の調査

当該代理店Aに農研機構職員を派遣し、調査を実施し、同社から任意に提出を受けた書類を分析したところ、同社と取引関係のある製造メーカーではなく、代理店Aが納品管理を行っていること。また、北海道農業研究センター及び動

物衛生研究所北海道支所の研究職員との取引の中で、契約とは異なる物品の納入が疑われる事案が存在することが判明。

2 本調査

- (1) 北海道農業研究センター及び動物衛生研究所北海道支所における事案の発覚を受け、平成 26 年 1 月 30 日、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構における試験研究の不正行為の取扱いに関する規程」に基づく調査委員会を設置し、本格的な調査の実施を決定した。
- (2) 調査委員会においては、予備調査の結果を踏まえ、まずは契約とは異なる物品の納入関係に係る不適正な経理処理事案について、平成 25 年度内（26 年 3 月）を目途として優先的に調査を進め、実態を解明し、再発防止策を講じるとの基本方針を確認し、調査に臨んだ。その際に特に重視した点は、不適正な処理をした事実の確認及びその金額、時期、私的流用の有無である。
なお、年度内に納品されるべき物品が、精算等の手続が行われないうまま、翌年度以降に納品されていることについては、調査の過程において入手できたデータの制約、製造メーカーのデータ管理方式の相異等から、その実態を解明するには相応の時間を要し、今後引き続き調査を進めることとする。
- (3) 調査の対象期間は、消費税納税の遡及期間及び農研機構の会計関係書類の保存期間を踏まえ、平成 18 年度から 24 年度までの間とし、調査方法（予備調査を含む。）は、農研機構と契約実績のある DNA 合成製品の契約に係る代理店に対する聞き取り調査、製造メーカー及び代理店から提出された取引を明らかにするデータと農研機構が保有する経理関係書類との整合性を確認する方法と併せ、契約とは異なる物品の納入の疑いのもたれた研究職員等に対する聞き取り調査とした。

○ 調査委員会の構成

委員長	井邊 時雄	(理事 (研究管理担当))
副委員長	大山 誠一郎	(理事 (総務担当))
委員	石毛 和夫	(弁護士 弁護士法人ほくと総合法律事務所)
委員	國井 貴宏	(公認会計士 國井会計事務所)
委員	住田 弘一	(総合企画調整部長)
委員	神山 修	(統括部長)
委員	飯田 健雄	(連携普及部長)
委員	佐藤 和利	(統括部総務審議役)

○ 調査委員会の開催状況

平成 26 年 2 月 7 日 第 1 回調査委員会

- ・ 予備調査で明らかになった事項等
- 2月25日 第2回調査委員会
 - ・ 調査報告及び詳細調査の指示
- 3月14日 第3回調査委員会
 - ・ 不正行為の認定
- 3月27日 第4回調査委員会
 - ・ 発生要因、再発防止策の検討、中間報告書(案)の決定

3 調査方法

(1) 代理店に対する聞き取り調査

予備調査において、平成25年12月26日、北海道の代理店Aを農研機構職員が調査に訪れた際、同社におけるDNA合成製品の取引の実態を示す資料が、任意に提出された。当該書類について分析を行うとともに、平成26年2月17日に改めて農研機構職員を派遣し面談により、事実関係の確認を行った。なお、その後、詳細を確認するための面談調査を行った。

また、(3)で後述する研究職員に対する聞き取り調査の際に判明した代理店Bに対しても、詳細を確認するための面談調査等を行った。

(2) 書類の整合性の確認

代理店A及び代理店Bから提出された資料と農研機構の会計システムデータとの整合性の有無の確認を行った。

(3) 関係職員に対する聞き取り調査・確認

平成26年2月17日から19日にかけて、代理店Aから提出された書類及び農研機構の書類との整合性の確認作業において契約とは異なる物品の納入の疑義が生じている研究職員に対して、聞き取り調査・確認を行った。その際に1名の研究職員に、他の代理店Bから契約と異なる物品の納品を受けた旨の発言があった。また、2月27日から3月7日の間、代理店A提出の書類上氏名が記載されているが、契約とは異なる物品の納入の疑義が生じていない2名の研究職員に対し、1名は面談により、海外長期派遣中の1名については確認書の送付により、いずれも契約とは異なる物品の納入には関与していない旨の確認を行った。

このほか、3月13日、北海道農業研究センターの会計・検収担当職員(当時)に対し聞き取り調査を行い、これらの者に不正への関与がないことを確認した。

Ⅲ 明らかになった事実

これらの調査の結果、予備調査の段階で明らかになった代理店Aの他に代理店Bが関与していることが明らかになり、代理店Aにおいて、1,806,796円相当、

代理店Bにおいて、164,325円相当、合計1,971,121円相当の実際には契約とは異なる物品の納入が行われていることが明らかになった。関与した職員は、北海道農業研究センターにおいて3名、動物衛生研究所北海道支所において2名の計5名（当時の所属）の研究職員である。

その態様は、代理店に対して農研機構が支払った金額のうち、一部が本来の契約対象物品であるDNA合成製品ではなく、研究用試薬やビーカー、パソコン等の納品となったもののほか、適正な手続きを経ずに平成23年度に前倒しで購入した研究用試薬について、平成24年度に納入したこととし支払を同年度に行い、その一部にDNA合成製品に当てべき経費を充当したものである。

IV 発生要因

1 代理店の営業担当者と研究職員の直接的な接触

代理店に対する聞き取り調査によれば、平成18年から19年当時、大学において研究費の不適正な経理処理が社会的に問題となっており、DNA合成製品の納品管理に係る費消残額を、可能な限り早期に解消したい意向を有していたとしている。

こうした状況の下、代理店の営業担当者と研究職員とが、会計・検収部門を通さずに、直接取引を行ったことが契約とは異なる物品の納入の契機となったことは、疑いの余地がない。

2 会計・検収部門の対応

DNA合成製品は、研究の進捗に応じた発注・迅速な納入が必要であるとともに、冷蔵品が中心で、目視による現品の確認が困難であり、従来 of 物品を前提とした検収体制では必ずしも十分な対応が行われていなかったことも一因である。

3 研究職員の公的研究費に対する認識

契約とは異なる物品を納入させた研究職員については、総額で1,073,456円に上る者や、長期間代理店で管理されている資金を利用した者が存在する。

これらに鑑みるに、研究費が国民の税金を原資としたものであること及び必要な物品は必要な時期に適切に購入するという経費執行ルールに対する認識が欠如しており、このことが契約とは異なる物品の納入につながっている。

4 適切な契約手続に対する意識

研究職員に対する聞き取り調査により、代理店側の「迷惑はかからない。」、「他の機関でも行っている。」との発言を受け、結果として契約とは異なる物品の納入に及んだことについて、契約とは異なる物品の納入が会計関係の各種規程に違反することに対し、コンプライアンスの意識が希薄であることが明らかになった。また、調達された物品については、いずれも通常 of 物品購入手続によって

調達が可能な物品であり、これらの手続を経ずに、安易に契約とは異なる物品の納入に関与したことは、契約手続に対する理解不足がその原因であり、農研機構の職員として有すべき基本的な意識が欠如していたといわざるを得ない。

V 再発防止策

1 代理店と研究職員の直接接触の禁止

契約とは異なる物品の納入を誘発した最大の要因は、代理店の営業担当者と研究職員が直接に接触したことであることに鑑み、特殊な物品等であっても代理店を含む全ての取引業者と研究職員の直接的な取引を禁止することについて、全研究職員の誓約書の提出を求める等の措置を講じる。

2 研究部門と会計・検収部門との連携、情報の共有による検収の徹底

今回の事案が、研究職員の行為に対して、会計・検収部門のチェックが十分及んでいなかったことによるものであることを踏まえ、特殊な物品等にあっても、発注書と納品書、納品物の照合等の徹底といった措置が迅速・確実に行われるよう必要な体制を構築する。

3 職員の意識の啓発

職員の意識改革を促していくため、全研究所の研究職員及び会計・検収担当職員を対象として、研究費の適正な使用のための研修会を開催し、職員の倫理観の向上と使用ルールの徹底を図る。

4 内部監査機能の強化

上記1~3の措置について、確実な実効を促すために、監査室による内部監査については、書面監査に加えて、研究現場での聞き取り調査の回数を増やす。

また、監査に際しては、契約取引の多い業者に対する帳簿等の提供を求め、不審な点が認められる場合には、臨時的な監査を行う。

VI 今後の対応

1 研究費の返還等

- (1) 調査結果を農林水産省等資金交付元へ報告し、適切に返還等を行う。
- (2) また、代理店の残額については、適正に算定の上、返還を求める。

2 関係者の処分

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構職員就業規則及び職員懲戒規程に基づき、平成26年3月26日、以下の通り厳正な処分を行った。

北海道農業研究センター	主任研究員	停職1日※
北海道農業研究センター	上席研究員	戒告
北海道農業研究センター	主任研究員	戒告

※ 国家公務員における俸給の月額額の10分の1 5ヶ月間の減給処分に相当。

この他、矯正措置として訓告1名、嚴重注意1名を行うとともに、管理監督責任として研究所長に対し矯正措置として嚴重注意を行った。

また、平成26年3月26日付で、代理店2社に対して、3ヶ月間の指名停止措置を講じた。

3 今後の調査

契約年度を越えて納入が行われている取引に関し、引き続き調査を進め、その実態の早期解明を行う。